

5 輸国第 2654 号
令和 5 年 10 月 17 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の
一部改正について

我が国からシンガポール向けに輸出した乳及び乳製品を原料としてシンガポールで製造された加工食品をシンガポールから第三国に輸出する際、シンガポール当局が原料の乳及び乳製品についても当該第三国の輸入要件に適合していることを証明する必要があるため、我が国からシンガポールに原料用の乳及び乳製品を輸出する際に衛生証明書を添付するようシンガポール当局から求められ、両国間で協議を行っていたところです。

これを踏まえ、今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 SG-A5「シンガポール向けに輸出する原料用の乳及び乳製品の取扱要綱」を新たに定め、手続規程の別表 1 及び別紙リストに追加しましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。